

庄内町告示第80号

令和2年度まごころなっばの会補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和2年度まごころなっばの会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食への地場産農産物の供給を行うとともに、町の地産地消の効果的な推進を図るため、学校給食への地場産農産物の安定供給に関する事業（次条において「事業」という。）を実施するまごころなっばの会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第4条及び第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、まごころなっばの会が実施する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 報償費及び研修費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1万円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 まごころなっばの会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和2年度まごころなっばの会補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事 業 内 容	
3 事 業 費 等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

令和2年度まごころなっばの会補助金概算払請求書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所
団体名
代表者氏名

印

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和2年度まごころなっばの会補助金について、令和2年度まごころなっばの会補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

- 4 振込先
 - (1) 金融機関名（本・支店（所）名）
 - (2) 預金又は貯金の種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人（ふりがな）